

芸術文化事業等に係る後援名義使用許可に基づく市長賞・教育長賞

の交付を希望される皆様へ

市長賞・教育長賞の交付取り扱いの一部変更について

日頃より、本市の文化振興にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。平成30年4月1日から後援名義使用許可に基づく市長賞・教育長賞交付の取り扱いが一部変更となりますので、以下の通りお知らせいたします。

○交付の要件：以下の3点を満たしていること

- (1) 市長賞の交付を受けたい場合は「宇都宮市」の、教育長賞の交付を受けたい場合は「宇都宮市教育委員会」の後援名義使用許可を受けていること
- (2) 参加者の技術向上や、文化振興に寄与することを目的として、不特定多数の参加者が競い合うことを通じて、優秀な成績を収めた者に対して交付すること
- (3) 賞の審査方法や、審査員が明らかになっていること

○交付までの流れ

- (1) 交付を受けたい賞に応じて「市長賞交付申請書」、「教育長賞交付申請書」と「賞状文案」を提出し、交付の許可を受けてください。
※必要項目を、後援名義使用許可申請書に記載することで、賞交付申請書の提出に替えることができます。
- (2) 交付の許可を受けた賞について、受賞者が決定したら、文化課へ賞状の筆耕を依頼してください。
※受賞者が当日決定する等の事情により、受賞者氏名が事前に確定できない場合は、受賞者の氏名欄を空白として交付することもできます。その場合は、事業終了後に書面で受賞者の氏名を報告してください。

○**交付数**：1事業に対して、市長賞，教育長賞各1点を交付します。ただし，1事業に複数部門が設けられている場合は，部門ごとに交付することができます。

○注意事項

- (1) 許可を受けた後、申請内容に変更が生じた場合は速やかに変更届出書を提出して下さい。
- (2) 賞の交付を許可した場合でも「交付の要件」を満たさなくなった場合は許可を取り消すことがあります。